平成２２年（フ）第２４２号
岡山県都窪郡早島町早島3145番地９
債務者　原田　章造
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２５８号
岡山県総社市西阿曽224番地
債務者　杉原　直臣
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２６０号
岡山県倉敷市倉敷ハイツ10番３号
債務者　遠藤　　肇
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２６１号
岡山県倉敷市上東1080番地４　小原コーポ103号
債務者　川上　梨佳
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２６８号
岡山県倉敷市羽島642番地15仲山マンション202
債務者　亀山　　努
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２７６号
岡山県倉敷市中島2139番地３
債務者　篠原　慎児
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１７６号
静岡県富士市石坂448番地の７―N―103、前住所静岡県富士市鵜無ヶ淵282番地の60
債務者　室田　　昭
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月26日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１８０号
静岡県富士宮市内野333番地の１
債務者　志村　和美
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月26日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１３６号
栃木県佐野市若宮下町９番地17　エルディムクリハラA102
債務者　橋本　義三
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第３８２４号
大阪府門真市御堂町15番４―403号
債務者　増本　夏江（旧姓平山）
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４４０号
大阪市中央区瓦屋町２丁目17番５号　ハイムリップル202号
債務者　原田　敬三
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７５１号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田１丁目７番19号レジデンスローズ205号
債務者　山田　保利
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８０６号
大阪市中央区瓦屋町１丁目７番22―304号
債務者　松田奈美子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８９１号
大阪市淀川区塚本２丁目13番18―304号
債務者　奥谷　正雄
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１３７号
大阪市西区新町２丁目20番４―201号
債務者　越後　澄子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８６７号
横浜市金沢区六浦４丁目23番10号
債務者　吉江　麻衣（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部